

榎原市立保育所・幼稚園におけるアレルギー疾患生活管理指導表（食物アレルギー・アナフィラキシー） 提出日：令和 年 月 日

名前 \_\_\_\_\_ 男・女 令和・平成 年 月 日生（ 歳 か月） 榎原市立 \_\_\_\_\_ 保育所・幼稚園

この生活管理指導表は保育所・幼稚園の生活において特別な配慮や管理が必要となった場合に限り医師が作成するものです。

緊急連絡先  
 ★保護者  
 電話：  
 ★連絡医療機関  
 医療機関名：  
 電話：

病型・治療	保育所・幼稚園での生活上の留意点	
◆食物アレルギー（ あり ・ なし ） <b>A. 食物アレルギー病型</b> 1. 食物アレルギーの関与する乳児アトピー性皮膚炎 2. 即時型 3. その他（新生児・乳児消化管アレルギー ・ 口腔アレルギー症候群 ・ 食物依存性運動誘発アナフィラキシー ・ その他：	<b>A. 給食・離乳食</b> 1. 管理不要 2. 管理必要（管理内容については、病型・治療のC、欄及び下記C、E欄を参照） <b>B. アレルギー用調整粉乳</b> 1. 不要 2. 必要 下記該当ミルクに○、又は（ ）内に記入 ミルフィー HP ・ ニューMA-1 ・ エレメンタルフォーミュラ その他（ ）	
◆アナフィラキシー（ あり ・ なし ） <b>B. アナフィラキシー病型（アナフィラキシーの既往ありの場合のみ記載）</b> 1. 食物（原因： ） 2. その他（医薬品・食物依存性運動誘発アナフィラキシー・ラテックスアレルギー・昆虫・動物のフケや毛 ）	<b>C. 除去食品においてより厳しい除去が必要なもの</b> 病型・治療のC、欄で除去の際に、より厳しい除去が必要となるものみに○をつける ※本欄に○がついた場合、給食対応が困難となります 1. 鶏卵： 卵殻カルシウム 2. 牛乳・乳製品： 乳糖・乳清焼成カルシウム 3. 小麦： 醤油・酢・味噌・麦茶 6. 大豆： 大豆油・醤油・味噌 7. ゴマ： ゴマ油 12. 魚類： かつおだし・いりこだし・魚醤 13. 肉類： エキス	<b>E. 運動</b> 1. 管理不要 2. 管理必要
<b>C. 原因食物・除去根拠</b> 該当する食品の番号に○をし、かつ《 》内に除去根拠を記載 1. 鶏卵 《 》 2. 牛乳・乳製品 《 》 3. 小麦 《 》 4. ソバ 《 》 5. ピーナッツ 《 》 6. 大豆 《 》 7. ゴマ 《 》 8. ナッツ類* 《 》（すべて・クルミ・カシューナッツ・アーモンド・ ） 9. 甲殻類* 《 》（すべて・エビ・カニ・ ） 10. 軟体類・貝類* 《 》（すべて・イカ・タコ・ホタテ・アサリ・ ） 11. 魚卵* 《 》（すべて・イクラ・タラコ・ ） 12. 魚類* 《 》（すべて・サバ・サケ・ ） 13. 肉類* 《 》（鶏肉・牛肉・豚肉・ ） 14. 果物類* 《 》（キウイ ・ バナナ ・ ） 15. その他 《 》（ ） 「*は（ ）内の該当する項目に○をするか具体的に記載すること」	<b>D. 食物・食材を扱う活動</b> 1. 管理不要 2. 原因食材を教材とする活動の制限（ ） 3. 調理活動時の制限（ ） 4. その他（ ）	<b>F. 特記事項</b> （その他に特別な配慮や管理が必要な事項がある場合には、医師が保護者と相談のうえ記載。対応内容は保育所・幼稚園が保護者と相談のうえ決定）
<b>D. 緊急時に備えた処方薬及び管理薬</b> 1. 内服薬（抗ヒスタミン薬、ステロイド薬） 2. アドレナリン自己注射薬〔エピペンR〕 3. その他（	記載日 令和 年 月 日 医療機関 住所 医師名	

【除去根拠】  
 該当するものを《 》内に番号を記載  
 ① 明らかな症状の既往  
 ② 食物負荷試験陽性  
 ③ IgE抗体等検査結果陽性  
 ④ 未摂取

厚生労働省「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」一部改訂

●保育所・幼稚園における日常の取り組み及び緊急時の対応に活用するため、本表に記載された内容を保育所等の職員全体で共有することに同意します。

- ・同意する
- ・同意しない

保護者氏名 \_\_\_\_\_